

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

改 正 案		現 行	備 考
9-1 小型船舶安全規則 (経過措置)	心得附則（平成20年6月27日） 別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	9-1 小型船舶安全規則 心得附則（平成20年6月27日） (経過措置) 平成22年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	(傍線の部分は改正部分)
<参考>	第9章 航海用具	第9章 航海用具	
(航海用レーダー反射器)	84-3.0 (a) 「効果的な航海用レーダー反射器」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m ² 以上のものとし、その設置方法は次のとおりとする。	(航海用レーダー反射器) 84-3.0 (a) 「効果的な航海用レーダー反射器」とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3m ² 以上ものとし、その設置方法は次のとおりとする。	航海用具の基準を定める告示の心得の記述と統一
(1) 方法	航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。	(1) 方法 航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。	
(2) 位置	方位がいいよう最適な位置に装備しなければ	(2) 位置 航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方	航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方

ならない。

(3) 取り付け高さ

航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に
装備しなければならない。

ならない。

(3) 取り付け高さ

航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に
装備しなければならない。

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍縞の部分は改正部分)			
改	正	案	現 行 備 考
3-1-6 航海用具の基準を定める告示 心得附則 (平成20年6月27日) (経過措置)		3-1-6 航海用具の基準を定める告示 心得附則 (平成20年6月27日) (経過措置)	
別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の12.0(a)の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。		別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の12.0(a)の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。	
<参考>			
第2章 航海用具 第7節 航海用レーダー等 (航海用レーダー反射器)	第2章 航海用具 第7節 航海用レーダー等 (航海用レーダー反射器)	第2章 航海用具 第7節 航海用レーダー等 (航海用レーダー反射器)	12.0 航海用レーダー反射器:Radar Reflector (a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5m ² 以上で、かつ、レーダー断面積が0.3m ² 未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。